

## 大館能代空港利用促進学校行事等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館能代空港(以下「空港」という。)の利用促進を図るため、空港発着の航空機を利用した圏域学校の行事等に対し、大館能代空港利用促進協議会(以下「協議会」)が航空運賃の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象者は、搭乗する日において次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大館能代空港利用促進協議会に所属する市町村に所在する学校
- (2) 対象となる学校行事は、学校の部活動、ゼミナール、セミナー、教育旅行のいずれかとする。ただし、公費によるものは除くものとする。
- (3) 対象者は、学校の部活動、ゼミナール、セミナー、教育旅行の活動を行う生徒及び引率する教諭、教授等学校関係者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に定める額とする。(助成額)

- (1) 1人あたりの助成金額を2,500円とし、往復利用の場合は、5,000円を限度とする。
- (2) 1回あたりの学校利用の上限を50,000円とする。複数回の利用を認める。
- (3) 予算がなくなり次第、当事業を終了とする。

(助成金の申請及び交付)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、別紙申請書に必要事項を記入し、大館能代空港利用促進学校行事等助成金交付申請に伴う参加者証明書、搭乗証明書及び第2条(2)の内容が分かる書類を添付して、搭乗した日(往復の場合は復路)から起算して30日以内に会長に申請するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第5条 会長は、助成金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。